

第3 保健予防課

事務事業名	事務事業内容
1 予防接種事業	<p>◎ 子育て支援事業等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・小学生インフルエンザ予防接種助成 0歳から小学生を対象に，個別接種1回につき1,000円を補助する。（1人2回まで） <p>◎ 予防接種法に基づき，各種予防接種を実施する。 （実施方法は，全て指定医療機関における個別接種。）</p> <p>① 乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒブ（Hib感染症） ・ 小児肺炎球菌ワクチン ・ 四種混合（百日せき，ジフテリア，破傷風，ポリオ） ・ 麻しん風しん ・ 日本脳炎 ・ BCG ・ 水痘（水ぼうそう） ・ B型肝炎 <p>② 児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二種混合（ジフテリア，破傷風）：11歳以上13歳未満 ・ 日本脳炎：9歳以上13歳未満 ・ 子宮頸がん予防ワクチン ：小学校6年生～高校1年生に相当する年齢 （※平成25年6月14日から積極的勧奨の差し控え継続中） <p>③ 特例対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本脳炎：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれて20歳未満の者 <p>④ 高齢者（65歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（自己負担1,500円，低所得者等は無料） ・ 肺炎球菌ワクチン（自己負担2,800円，低所得者等は無料） 65歳，70歳，75歳，80歳，85歳，90歳，95歳，100歳となる者

事務事業名	事務事業内容
2 栄養改善指導事業	<p>◎ 健康増進法，食品表示法，栄養士法及び調理師法に基づき，次の事業を実施する。</p> <p>① 特定給食施設等の管理 特定給食施設等の届出の受理，立入検査，個別・集団指導を実施する。</p> <p>② 食品表示法に基づく栄養成分表示の相談及び指導 特別用途表示の許可申請の進達，栄養成分表示に関する相談及び指導を行う。</p> <p>③ 外食栄養成分表示登録店推進事業の実施 飲食店において，メニュー等にエネルギー及び塩分等の栄養成分を表示し，住民の栄養成分への関心を高める。</p> <p>④ 調理師・栄養士・管理栄養士の免許管理 調理師・栄養士免許（県知事が交付），管理栄養士免許（厚生労働大臣が交付）の申請受付，進達及び交付を行う。</p> <p>⑤ 国民健康・栄養調査 国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするために調査を実施する。</p>
3 感染症予防事業	<p>◎ 感染症予防関係（結核を除く） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，感染症のまん延の予防を図る。</p> <p>① 市民へ感染症に対する啓発の実施 ・パンフレット配布，広報掲載等で予防について情報提供 ・感染症の発生状況，動向，原因等について，報道機関，ホームページ等を通じて公表し注意喚起を行う</p> <p>② 感染症発生時の対応（積極的疫学調査等）</p> <p>③ 感染症患者の入院勧告及び医療費公費負担（一・二類感染症）</p> <p>④ エイズ相談・検査事業 週1回（相談は随時），休日検査：年4回</p> <p>⑤ 性感染症相談・検査（梅毒・性器クラミジア）事業 週1回（相談は随時）</p> <p>⑥ 肝炎相談・検査事業 週1回（相談は随時）</p>

事務事業名	事務事業内容
3 感染症予防事業	<p>⑦ 風しん抗体検査事業 随時（指定医療機関）</p> <p>⑧ 感染症予防に関する健康教育（市民，団体，社会福祉施設等を対象に，講話，実習等を行い感染症予防知識の普及啓発を行う）</p> <p>⑨ 感染症危機管理体制の整備（感染症，災害等発生時の迅速な対応，感染拡大及びまん延防止のため，訓練実施，会議開催）</p> <p>◎ 結核予防関係</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，結核の予防及び結核患者管理を実施する。</p> <p>① 定期結核健康診断（X線間接撮影）：65歳以上の市民</p> <p>② 結核患者の入院勧告及び医療費公費負担</p> <p>③ 結核患者積極的疫学調査</p> <p>④ 接触者健康診断 月2回</p> <p>⑤ 結核患者管理（結核登録者精密検査・訪問指導）</p> <p>⑥ 感染症診査協議会 月2回</p>
4 精神保健福祉事業	<p>◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき，精神障がい者の早期治療の促進及び住民の精神保健向上に向けた事業を行う。あわせて，自殺対策事業を行う。</p> <p>① 精神保健福祉相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医による相談〔月1回 面接相談（要予約）〕 ・保健師による相談〔随時 電話・面接（要予約）・訪問〕 <p>② こころの健康づくり講演会（年1回）</p> <p>③ 学びの循環推進事業（まちづくりコース）への登録（講師派遣・随時）</p> <p>④ 自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市自殺対策推進計画策定 ・盛岡市自殺対策推進連絡会議及び自殺対策実務者会議の開催 ・自殺対策研修会（ゲートキーパー研修会・若年層対象こころの健康づくり講座等）（随時） ・地区こころの健康づくり講座（随時） ・普及啓発（相談窓口の周知，リーフレット・ポスターの配布等）

事務事業名	事務事業内容
	⑤ 経由事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、通報（一般人及び警察官の通報）や精神科病院からの届出（医療保護入退院届・定期病状報告等）の経由事務を行う。
5 地域生活支援事業	◎ 障害者総合支援法に基づき、精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者を支える地域づくりの推進を図るための事業を行う。 ① 精神障がい者家族のための精神保健講座（1コース） ② 精神保健ボランティア及び家族会等の活動支援（随時） ③ 精神保健ボランティアフォローアップ研修（年1回） ④ 精神保健福祉サービスのご案内(こころのハーモニー)発行(年1回)
6 在宅難病患者支援事業	◎ 難病患者等の居宅における療養生活を支援する。 ① 盛岡市在宅難病患者支援事業連絡会（年2回） ② 医療講演会及び医療相談会（年3回） ③ 保健師による療養相談（随時） ④ 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業